

御茶の水美術専門学校「デザインアートコース」(夜間/社会人・学生対象)
受講規約

第1条 (適用範囲)

本規約は、御茶の水美術専門学校(以下、「本校」といいます。)が開催するすべてのデザインアートコース講座(以下、「本講座」といいます。)を対象とし、効力を生じます。

第2条 (受講資格)

本講座は中学卒業以上で、本規約に同意し申し込みした方が受講することができます。但し、受講者が未成年の場合は、親権者の同意が必要であり、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第3条 (受講の申込み)

本講座の受講申込みは、以下の方法に従って開講の3日前までに行うものとします。

- (1) インターネットの本校ホームページ
- (2) 本校窓口

第4条 (受講契約の成立)

受講申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。但し、既に定員に達した場合、あるいは本校の事由等により講座開催が中止となった場合は契約が成立せず、決済済みの受講料は全額返金します。

第5条 (受講料の額)

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

第6条 (決済方法)

本講座の受講料はつぎの方法によりお支払いいただきます。

- (1) ochabi インターネット決済(クレジット、コンビニ決済、Pay-easy)
- (2) 本校窓口でのクレジットカード決済(但し、VISA と Master に限ります。)

第7条 (講座開催日前の解約)

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、本講座が2日以上に亘り開催される場合は、「講座開催の日」はその最初の日をいい(以下、同じ)、「講座開始」とは、その最初の日講座が始まる時点を含みます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール・郵送その他明確な方法による通知が本校に到達し、本校が覚知した時点を含みます。

- ・ 講座開催の日の10日前から3日前までの間にキャンセルの通知があった場合
受講料の額の50%の額
- ・ 講座開催の日の2日前から講座開始の24時間前までの間にキャンセルの通知があった場合
受講料の額の70%の額
- ・ 講座開始の24時間前以降から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合
受講料の額の100%の額

第8条 (講座開講日以降の解約)

講座開催の日以降の解約(受講契約の解除)は認められませんので、解約の申し出をされても受講料は返金いたしません。

第9条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金はいたしません。

第10条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合の講座の振替は原則として行いません。ただし、本校が必要と認めた場合は補習を行うことがあります。

第11条（講座開催の中止）

受講の申込者が最小開催人数（各講座で設定）に満たない場合、本校は既に受講申込みのあった方に通知し、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いの受講料は全額を返金するか、または同一講座に振替して出席できるものとします。

第12条（安全管理）

本講座に危険物の持ち込みは禁止します。また、現金・貴金属等の貴重品は受講者ご自身で管理ください。万一盗難や紛失等があった場合も本校は責任を負いません。

第13条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権及びその他知的財産権は本校に帰属し、受講者が本校の事前の承諾を得ずに、これらを侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する 等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- (4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第14条（肖像権）

受講者は、本校が講座・イベント・その他活動内容について記録媒体にて撮影することを認め、また、撮影された記録媒体を本校の活動にかかわる範囲において利用することについて、了承するものとします。ただし、受講者から削除依頼があった場合は双方協議のうえ、対応を検討するものとします。

第15条（秘密保持）

受講者は、本校によって開示された本校固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第16条（遵守事項）

受講者は受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本校及び講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしてしないこと
- (2) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、本校及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる

一切の行為を含む)を行わないこと

(4) 本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

第17条 (受講資格の失効)

受講者は次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格が失効し、その後、当該講座並びに本校の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

(1) 本規約又は法令に違反した場合

(2) 本校の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合

(3) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

(4) 本校の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合

(5) 本校又は本校の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

(6) 本講座の受講申込みその他本校に伝えた情報に虚偽の内容がある場合

(7) 本校の事業活動を妨害する等により本校の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第18条 (地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継はできません。

第19条 (損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めに違反したことにより、本校及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第20条 (免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、本校は一切の責任を負いません。

第21条 (条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第22条 (協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上